

区長報告第十二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年二月十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十四年十二月五日議決を得た工事請負契約（田町駅東口北地区公共公益施設新築に伴う昇降機（エレベーター）設備工事）の工期「契約締結の日の翌日から平成二十六年六月十八日まで」を「契約締結の日の翌日から平成二十六年十月十七日まで」に変更する。